

帯広市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月16日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第26号

帯広市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

帯広市職員退職手当支給条例（昭和60年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「含む。」の次に「第14条第2項において「勤務日数」という。」を加え、「18日」の次に「（1月間の日数（帯広市の休日を定める条例（平成3年条例第24号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第14条第2項において「職員みなし日数」という。）」を加える。

第14条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例その他市長が定めるところにより、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む）」を「勤務日数」に、「18日」を「職員みなし日数」に改め、同条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他市長が定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして市長が定める職員が市長の定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及び本項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及び本項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第8項中「各号のいずれかに該当するもの」を「に規定する短期雇用特例被保険者に該当するもの」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

附則第17項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第14条第11項及び附則第17項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の帯広市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第2条第2項及び第14条第2項の規定は、施行日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。
- 3 新条例第14条第4項の規定は、施行日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして市長が定める職員に該当するに至った者について適用する。